

2021年11月23日

新港サークルウォークでの撮影をご希望される事業者様へ

1. 場所

横浜市中区新港二丁目

2. 名称

新港サークルウォーク（歩道橋）

とういつ

3. 撮影に必要な許認可

当該地を商業目的の撮影で使用する際は、新港サークルウォークの施設管理者である横浜市港湾局からの撮影許可と、新港サークルウォークの所在地を管轄する警察署からの道路使用許可の二種類の許可が必要となります。

4. 撮影許可の調整手順

(1) **横浜赤レンガ倉庫共同事業体**へ、ご連絡ください。

(2) 横浜赤レンガ倉庫共同事業体（および、必要により施設管理者である横浜市港湾局）と、現地確認や、撮影日時、撮影内容等について資料を提出してください。

(3) **撮影許可**申請書に必要な事項をご記入いただき、横浜赤レンガ倉庫共同事業体へ提出してください。

(4) 使用料は、以下の通りです。

動画撮影 1時間までごとに30,000円

静止画撮影 1日につき30,000円

(5) 撮影許可に際しては条件を付しますので、あらかじめご了解願います。

撮影前に使用料の納付をしてください。納付確認後、撮影許可書をお渡しします。

5. 問い合わせ先

(1) **港湾局からの撮影許可**

横浜赤レンガ倉庫共同事業体

電話 045-226-1910

申請期限 撮影希望日の1週間前15:00（必ず、申請前に事前調整を行って下さい）

(2) **道路使用許可**

横浜水上警察署（交通係）

住所 横浜市中区海岸通1丁目1番地

電話 045-212-0110（代表）

6. 撮影にあたって留意点

(1) 新港サークルウォークは公共施設（歩道橋）です。人止め等の行為はできません。

(2) 階段や隣接施設との接続部に歩行者が滞留しないよう、誘導員の配置が必要です。

(3) 周辺施設との調整は、必要に応じて撮影の申請者が行ってください。

（担当）

横浜赤レンガ倉庫共同事業体

電話 045-226-1910